

第三章 独立行政法人自動車技術総合機構関係

1. 審査事務規程の一部改正について（第3次改正）

プレスリリース

平成28年10月7日



－ 審査事務規程の一部改正について（第3次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成28年10月11日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車の直前及び側方の視界を確保するために備えられた鏡又はカメラについて、その性能を損なわないよう、取付方法等に関する要件を規定します。（7-100、8-100）
 - 昼間走行灯（デイトムランニングランプ）にかかる規定を新設し、要件に適合するものについては、300カンデラを超えたものであっても自動車に備えることができることとします。（7-72の2、7-92、8-72の2、8-92）
 - ドライバー異常時対応システムを搭載した自動車について、車外報知のための電光表示器を設置することや、緊急停止時に限って制動灯等を点滅させることができることとします。（7-84、7-85、7-89、7-92、8-84、8-85、8-89、8-92）
 - 各項において、基準に適合するものとして「共通構造部指定を受けた装置」を追加します。
2. 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車に備える積載物の飛散を防止するための装置について、要件を規定します。（7-49、8-49）
3. その他、用語の定義の拡充、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

自動車技術総合機構からのお知らせ

平成28年10月7日

自動車技術総合機構からのお知らせ

平成28年10月7日

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラについて、
検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、
次に掲げる例によるもの及びこれらに類するものは、

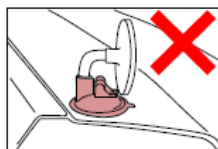
保安基準に適合しません

■保安基準に適合しないものの例

- (1) 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類により取付けられているもの
- (2) 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法により取付けられているもの
- (3) 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある方法により取付けられているもの
- (4) 取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの
- (5) 貼付けられたシート等の上に接着固定等されているもの
- (6) 手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるもの
- (7) 当該装置を取付けた状態のまま、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの
- (8) 延長器具を介して取付けられているもの
（溶接又はリベットにより結合され取外すことができないもの及び原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの（キャブと荷台が分離しているものに限る。）、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの又はこれらの形状に類する自動車に限る）に取付けられているものを除く。）
- (9) カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）、が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側の表面上に確認できるもの。ただし、次に掲げる配線部分はこれに該当しないものとする。
ア 溶接又はリベットにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、当該カメラを取付けるための必要最小限の配線部分
イ ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、(イ)又は(イ)に掲げるもの
（イ）当該カメラを取付けるための必要最小限のものであって長さが30mm未満の配線部分
（イ）バンパを除く自動車の下面に固定された必要最小限の配線部分



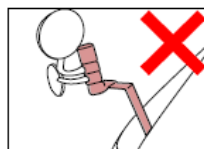
粘着テープによる取付



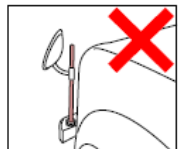
取付部が吸盤形状



シート上の接着固定



延長器具を介した取付



延長器具を介した取付



カメラの配線露出

※ 詳細については、当機構のホームページに掲載している
審査事務規程7-100及び8-100をご参照ください。

※ ご不明点についてはお問い合わせください。

平成29年1月以降に製作された自動車に装着する
直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラについて、
その性能を損なわないよう、

取付方法等に関する要件が変わります

【規定における要件】

次に掲げるいずれかの構造を有するように取付けられなければならない。

(1) 鏡体部及びその支持部により構成される装置

溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより自動車の外側の表面上（バンパを除く。）に直接取付けられており、かつ、取付部附近の自動車の最外側より突出しない構造

※ただし、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの（キャブと荷台が分離しているものに限る。）及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの並びにこれらの形状に類する自動車に限る。）にあっては、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられている構造であればよい。

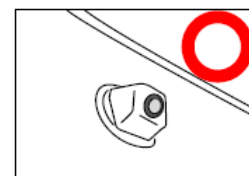
(2) カメラ及び画像表示装置により構成される装置

確実に取付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造

適合する事例



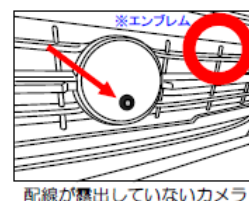
ボルト・ナット取付のミラー



配線が露出していないカメラ



配線が露出していないカメラ



配線が露出していないカメラ



配線が露出していないカメラ

※ 詳細については、当機構のホームページに掲載している
審査事務規程7-100及び8-100をご参照ください。

※ ご不明点についてはお問い合わせください。

ダンプ車に備える 積載物の飛散を防止するための 装置について

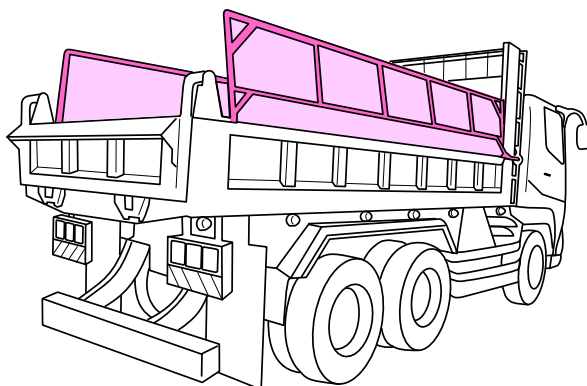
専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車に備える積載物の飛散を防止するための装置について、要件を規定しました。

当該規定については、平成29年4月以降に製作された自動車に装着するものから適用しますので、お知らせします。

【要件の概要】

- (1) 金属等の枠組みに布又はビニール製のシートを取付けたものであること。
- (2) 金属等の枠組みには木製、金属製又はゴム製等の板状のものが取付けられていないこと。
- (3) 煽上方に備える回転軸を中心に車両中心線と平行方向の回転軸を煽上方に備えたものであり、当該回転軸を中心に煽上面の鉛直面から荷台内側方向に旋回できる構造であること。
- (4) 固定するための金具等を備える場合にあっては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置が煽上方に備える回転軸を中心に車両中心線と平行な煽上面の鉛直面から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。
- (5) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。 ※詳細は審査事務規程参照のこと

※ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えていない又は当該装置を任意の位置で停止させることができないものには、(1) から (3) までの要件を満足するものであればよい。



※ 詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程7-49及び8-49をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

2. 審査事務規程の一部改正について（第5次改正）

プレスリリース

平成28年10月28日



独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

審査事務規程の一部改正について（第5次改正）

－新規検査等における新たな審査方法について－

独立行政法人自動車技術総合機構は、神奈川事務所において生じた不適切事案の再発防止とともに、共通構造部の型式指定に係る制度の新設に対応するため、新規検査等における新たな審査方法について、審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、①共通構造部型式指定自動車は、平成28年11月1日以降、②それ以外の自動車は、平成29年5月1日以降の新規検査等から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 新規検査等における検査当日の提出書面（当日書面審査）を明確化

新規検査等において、指定を受けた構造・装置の変更箇所及び架装をおこなった部位を明確、かつ、容易に判断することが可能な統一的な書面[※]の提出を求めるとします。【[※]提出書面の一部様式は、機構HPによりダウンロードが可能です。】

2. 新規検査等における事前提出書面の審査を実施

指定を受けた構造・装置の変更又は架装により、当該自動車に係る保安基準（技術基準に限る。）の適合性に影響がある場合には、新規検査等に先立って検査事務所において提出書面を事前に審査することとします。

なお、申請者の負担等を考慮し、同一申請者が構造・装置が同一であると認める複数台数の車両について新規検査等の申請を行う場合においては、代表車両一台を地方検査部に申請し、当該地方検査部が審査した結果をもって、代表車両以外の車両は新規検査等の際に事前提出書面審査を省略することが可能とします。

3. 新規検査等における一部審査方法の変更（共通構造部型式指定自動車等）

共通構造部型式指定を受けた自動車であって、一定の要件を満たすものについては、新規検査等において検査機器を用いた審査を省略することを可能とします。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

新規検査等における新たな 審査方法について

指定自動車等について、新規検査又は予備検査※¹（以下「新規検査等」という。）を行う場合の提出書面の要件を規定しました。

当該規定については、①共通構造部型式指定自動車は、平成28年11月1日以降から、②それ以外の自動車は、平成29年5月1日以降の新規検査等から適用しますので、お知らせします。

※¹ 予備検査証の交付を受けた自動車、一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。

【概要】

(1) 新規検査等における検査当日の提出書面(当日書面審査)を明確化

新規検査等において、指定を受けた構造・装置の変更箇所又は架装をおこなった部位を示す統一的な書面※²の提出を行ってください。（架装箇所等の把握）

(2) 新規検査等における事前提出書面の審査を実施

指定を受けた構造・装置の変更又は架装により、当該自動車に係る保安基準（技術基準等に限る。）の適合性に影響がある場合には、新規検査等に先立って提出書面を事前に届け出てください。

(3) 新規検査等における一部審査方法の変更

共通構造部型式指定を受けた自動車等であって、一定の要件を満たすものについては、新規検査等において検査機器を用いた審査を省略します。

注意: (1) 又は (2) において、提出書面に不備等があった場合、審査ができませんのでご注意ください。

※² 提出書面（第1号様式）は以下のURLからダウンロードが可能です。

<http://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>

※³ 詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程をご参照ください。

※⁴ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3. 審査事務規程の一部改正について（第6次改正）

プレスリリース
平成28年12月22日



－ 審査事務規程の一部改正について（第6次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成28年12月26日（一部は平成29年2月1日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 「二輪自動車等の車外騒音に係る協定規則（第41号）」の技術的な要件を適用する二輪自動車の近接排気騒音規制について、新車時における規制を廃止するとともに、使用過程車においては新車時の測定値から悪化していないことを確認する手法（相対値規制）を採用することとします。
また、これに伴い、使用過程車において消音器を改造又は交換する場合には、当該消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであることが、書面又は表示により運行中に確認できなくてはならないこととします。（7-53、8-53）
 - 圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料配管等に関し「水素燃料自動車の安全基準に係る協定規則（第134号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。（7-24、8-24）
2. 審査時における車両状態の明確化（1-3、4-7-1）

異常等が生じている自動車については修理後に審査することを明確にするため、審査時における車両状態として次の事項を規定するとともに、これに該当しない受検車両については審査を行わないことを規定します。

 - ・ 空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
 - ・ 原動機の作動中において、異常状態を表示する警告灯が点灯又は点滅していない状態であること。また、ブザー類が吹鳴していない状態であること。
 - ・ 受検車両に装着しているタイヤは、応急用スペアタイヤでないこと。
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

警告灯が点灯又は点滅している自動車について

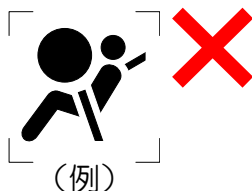
異常等が生じている自動車については修理後に審査することを明確にするため、「審査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成29年2月以降、これに該当しない受検車両については審査を行いませんので、確実に修理した後に検査コースに持ち込んでいただきますようお願いいたします。

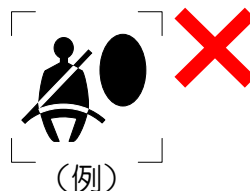
■「審査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1. 空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

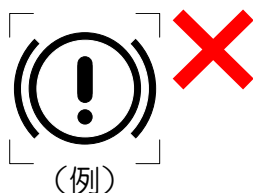
① 前方のエアバッグ



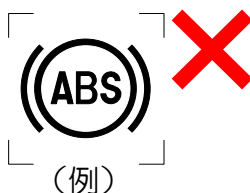
② 側方のエアバッグ



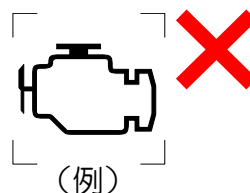
③ ブレーキ



④ ABS



⑤ 原動機



3. 原動機の作動中において、運転者席の運転者に警報するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。
4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。

4. 審査事務規程の一部改正について（第7次改正）

プレスリリース

平成29年2月9日



－ 審査事務規程の一部改正について（第7次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成29年2月10日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

- 「操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第121号）」等が適用される自動車について、テルテールが原動機の作動中に継続して点灯している場合には、その装置に係る機能が基準に適合しないものとします。（7-9、8-9、7-13、8-13、7-15～7-17、8-15～8-17、7-20、8-20、8-27～8-30）
- 通路に設けられた容易に折りたたむことができる座席について、座席ベルトを備えることを義務付けるとともに、その性能要件を規定します。また、任意に取付けた座席ベルトについても性能要件を規定します。（7-41、8-41）
- 自動車に備える後写鏡について、これまでの視界基準に加え「間接視界に係る協定規則（第46号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。また、これに伴い、後写鏡に代えて、「間接視界に係る協定規則（第46号）」の技術的な要件に適合するカメラモニタリングシステムを備えることができることとします。（7-99、8-99）
- 出荷検査証の発行を受けた特定共通構造部型式指定自動車に係る適用関係の整理を行います。
- 自動車の型式の指定等に係る審査時の試験規定（TRIAS）を改正します。（別添1）

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

5. 審査事務規程の一部改正について（第8次改正）

プレスリリース
平成29年3月30日



－ 審査事務規程の一部改正について（第8次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成29年4月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 「敷地内における秩序維持」の強化

- 的確で厳正かつ公正な審査業務を行うための環境を確保していく観点から、自動車機構が管理する敷地内における秩序維持に関する運用について、遵守事項等を整理することにより、実効性の更なる確保を図ります。

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

6. 審査事務規程の一部改正について（第10次改正）

プレスリリース

平成29年4月28日



－ 審査事務規程の一部改正について（第10次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成29年5月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

「軽・中量車排出ガスの測定方法」について、現在規定されている試験法（JC08モード法）に加え、国際基準（WLTP）が導入されたことに伴い、WLTPでの試験法（WLTCモード法）での規制値を適用できることとします。（7-55、8-55）

2. 新規検査等提出書面審査要領の一部明確化（別添2）

昨年10月末に実施した審査事務規程の一部改正（第5次改正）において、新規検査等における提出書面の審査方法を定めたところですが、昨年の11月より先行して適用している共通構造部型式指定自動車の届出状況を鑑みて、当該審査要領に規定する提出書面の記載方法等について更なる明確化を図ることとします。

3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

7. 審査事務規程の一部改正について（第11次改正）

プレスリリース
平成29年6月22日



－ 審査事務規程の一部改正について（第11次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成29年6月22日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - タイヤのラベリング等の厚み部分については、タイヤの突出禁止規定の対象外とします。（7-26、8-26）
 - 「突入防止装置に係る協定期則（第58号）」の改訂に伴い、突入防止装置の取付位置及び強度に関する改正を行います。（7-34、8-34）
 - 「四輪自動車の車外騒音基準に係る協定期則（第51号）」の技術的な要件を適用する四輪自動車の近接排気騒音規制について、新車時における規制を廃止するとともに、使用過程車においては新車時の測定値から悪化していないことを確認する手法（相対値規制）を採用することとします。
また、これに伴い、使用過程車において消音器を改造又は交換する場合には、当該消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであることが、書面又は表示により運行中に確認できなくてはならないこととします。（7-53、8-53）
 - 排気管について、開口方向に係る基準を廃止します。（7-60、8-60）
2. 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査方法を明確化します。（4-20）
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

受検者の皆様へ

運転操作ミスに起因する
事故が多発しています！

【事故事例】

ギアを入れたまま降車し、ヘッドライトテストに接触！



【確認徹底をお願いします】

👉 検査場内で車両から降りる際には、
ギア位置確認及び駐車ブレーキの作動確認！

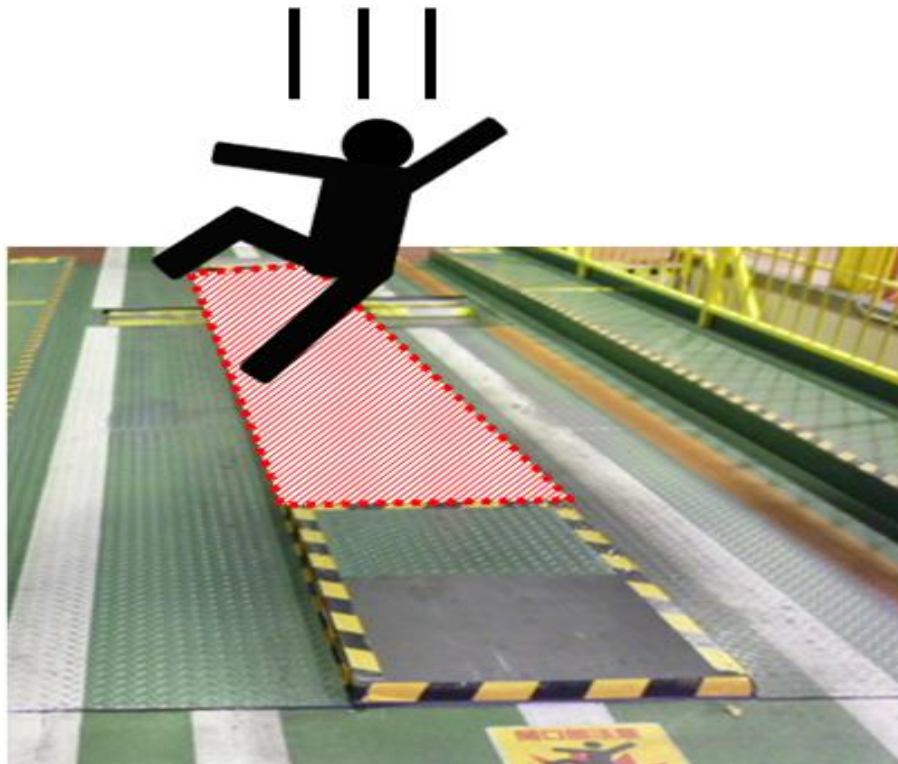


受検者の皆様へ

ピット開口部から転落する事故が
多発しています！

【事件事例】

ピット上で受検者が降車し総合判定室に合格印を貰いに行こうとしたところ、手元の検査票に気を取られ、足元がおろそかになっていたことからピット開口部に気づかず転落した。



【注意徹底をお願いします】

☞ピット上には開口部があることから
不用意に降車しない！足元に注意！

受検者の皆様へ

トラックのクレーンブームの格納忘れ
による事故が多発しています！

【事件事例】

外観検査終了後、受検者はキャビンをおろしクレーンブームを格納し忘れたまま検査コースに入場しようとした為、クレーンブームが検査コース入り口のひさし部分に接触し破損させた。



【注意徹底をお願いします】

👉 検査場に入場する際には
トラックのクレーンブームやバスの扉等
の格納状態を確認！

受検者の皆様へ

ブレーキとアクセルの踏み間違い
による事故が多発しています！

【事件事例】

マルチテストでの検査終了後、機器から退出し記録器付近で停車しようとしたところ、ブレーキとアクセルを踏み間違えたことにより受検車両が前進。下回りの検査位置にいた別の受検車両に接触した。



【注意徹底をお願いします】

- 👉 急がず、慌てず、一呼吸おいて検査を受けること
- 👉 重大事故である車両間挟まれ事故を防ぐため、不用意に車両の前後には立たないこと（特に外観検査や排気ガス、黒煙、オパシメータ測定時は要注意）

～5月9日(火)は事故「ゼロの日」です。～
本日も安全で安心な業務を心がけましょう。

受検者の
皆様へ

キャビンストッパーの確実な
ロックをお願いいたします

【事故事例】

キャビン支持部のロックが確実にされておらず
原動機型式確認時に**キャビンが落下**した。

職員が挟まれている



【注意徹底をお願いします】

☞キャビンを上げる際には

必ず目視でロックの確認!

～7月11日(火)は事故「ゼロの日」です。～
本日も安全で安心な業務を心がけましょう。

受検者の
皆様へ

車両の挙動に
注意をお願いいたします

【事故事例】

後退した車両と、後ろで待機していた車両の間に

人が挟まれた。



【注意徹底をお願いします】

👉 車両の移動時は

周囲の安全確認を！